

## 主な補正内容について

川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る原子炉設置変更許可申請書について、これまでの審査を踏まえ、廃棄物搬出設備内における保管エリアの考え方の再整理及び記載の充実を行った。

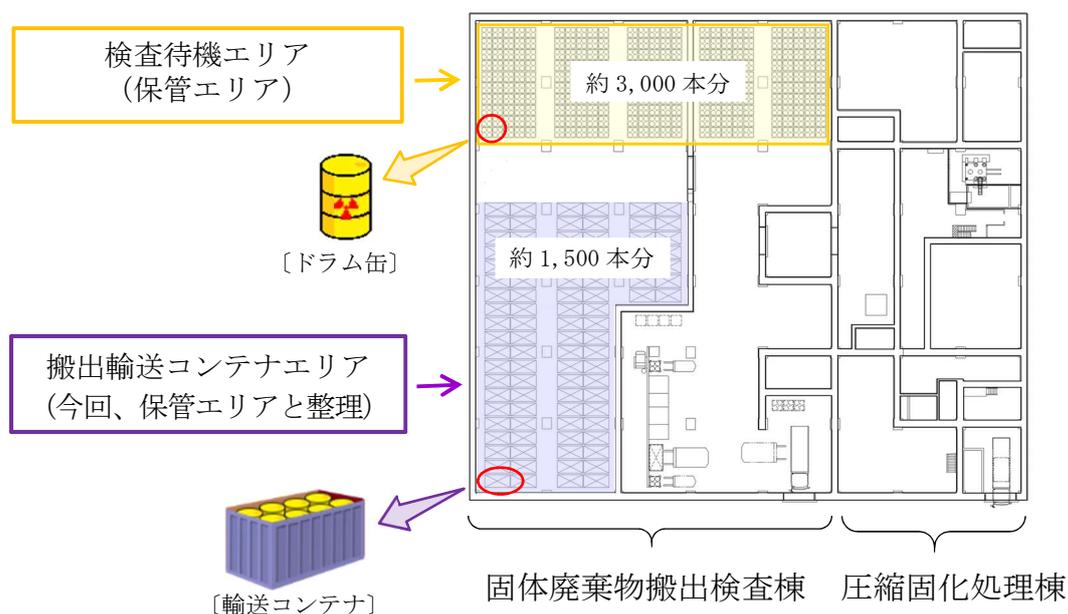
### 1. 廃棄物搬出設備内における保管エリアの考え方の再整理

○廃棄物搬出設備を設置する建屋は、雑固体廃棄物を圧縮減容し、モルタルにて固化する圧縮固化処理棟と、搬出に係る検査を行う固体廃棄物搬出検査棟で構成。

〔固体廃棄物搬出検査棟の構成〕

- ・雑固体廃棄物にモルタルを充填した後、搬出に係る検査までドラム缶を保管する「検査待機エリア」
- ・検査後に搬出するまで、輸送コンテナに収納した状態で一時的に待機する「搬出輸送コンテナエリア」

○当初、検査までドラム缶を保管する「検査待機エリア」のみを保管エリアとしていたが、搬出まで待機を行う「搬出輸送コンテナエリア」についても保管エリアとするよう考え方を再整理し、廃棄物搬出設備内の保管容量を約4,500本とする。



【 建屋平面図 】

### 2. 火災防護設計に係る記載の充実

火災の発生防止対策、感知及び消火設備の仕様等に係る記載を追記。